

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日の場合は、その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の適否の決定(三件)  
土地改良事業の工事の完了  
土地収用法による土地の立入り
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
個人演説会を開催することができる施設の指定  
個人演説会を開催することができる施設の解除
- ◇ 公 告 調理師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十八号

昭和五十一年六月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(穴鴨地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月七日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

三朝町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第五百九十九号

昭和五十一年六月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉田地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

昭和五十一年六月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(曹源寺地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
殿地区農道舗装事業	昭和五十年九月十九日	郡家町
福井地区農道整備事業	昭和五十一年三月十日	船岡町
岩湖地区農業用排水事業	昭和五十一年三月五日	八東町
小別府地区農業用排水事業	昭和五十年十二月二十八日	八東町
曳田地区農道舗装事業	昭和五十年十一月二十日	河原町
牛戸地区農業用排水事業	昭和五十一年三月十日	河原町
山上地区農業用排水事業	昭和五十年十二月二十日	河原町
安蔵地区農業用排水事業	昭和五十一年三月三十日	用瀬町
屋住地区農業用排水事業	昭和五十一年三月三十日	用瀬町
別府地区農業用排水事業	昭和五十一年三月三十日	用瀬町
別所地区農用地造成事業	昭和五十一年三月二十日	別所土地改良事業 共同施行者
赤畑地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水事業	昭和五十一年一月三十一日	赤畑土地改良事業 共同施行者
浦安地区農地造成事業	昭和五十年三月二十日	浦安土地改良事業 共同施行者
浅津地区農道舗装事業	昭和五十年十月二十五日	浅津土地改良事業 共同施行者

倉坂地区農道舗装事業	昭和五十年七月三十一日	東伯町
伊勢崎地区農道舗装事業	昭和五十年十二月十日	東伯町
上郷地区農道舗装事業	昭和五十年八月九日	東伯町
北条地区農道舗装事業	昭和五十年八月二十七日	北条町
大原地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十二日	大原土地改良区
天神野地区農道整備事業	昭和五十一年三月十五日	倉吉市
横谷地区農業用排水事業	昭和五十年十二月四日	倉吉市
山田地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十日	東伯町
今西地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十四日	関金町
赤松地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十日	東伯町
中江地区農道舗装事業	昭和五十年十月十五日	倉吉市
天王地区農道舗装事業	昭和五十年七月三十一日	東伯町
長瀬地区農道舗装事業	昭和五十一年二月五日	羽合町
仙隠地区農道舗装事業	昭和五十年十一月二十日	関金町
今泉地区農道舗装事業	昭和五十年十二月十日	三朝町
光吉地区農道整備事業	昭和五十年八月二十五日	羽合町
五反田地区農道整備事業	昭和五十一年三月二十五日	泊村
園地区農道整備事業	昭和五十年十二月十五日	泊村
原地区農業用排水事業	昭和五十年十月三十一日	大栄町
江北地区農業用排水事業	昭和五十年七月二十六日	北条町
大倉地区農業用排水事業	昭和五十一年一月二十日	大栄町
亀谷地区農業用排水事業	昭和五十年十月二十日	大栄町
森地区農業用排水事業	昭和五十年十二月十日	三朝町
坂本地区農業用排水事業	昭和五十一年一月二十五日	三朝町
絹屋地区農道舗装事業	昭和五十一年一月二十日	西伯町

福清地区農道舗装事業	昭和五十一年二月十日	西伯町
鴨部地区農業用排水事業	昭和五十年十月二十二日	西伯町
上萩山地区農道整備事業	昭和五十一年三月二十日	日南町

鳥取県告示第六百二二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大匠

二 事業の種類

一般国道五十三号改築事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市富安字池田向、字池田及び字茶屋廻り並びに吉成字下池田、字下土居、字大橋詰、字下以後、字上土居、字遠島、字打明及び字東井手越地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十一年八月七日から昭和五十二年三月三十一日まで

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の二中「中」を「中並」を「中並」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	會計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
石賀一郎後援会	入沢 正則	渡辺 月明	東伯郡関金町大字関金宿一九九	その他の政治団体
高垣幸寿後援会	小林平八郎	山川 武彦	鳥取市天神町一五日ノ丸自動車労働組合内	"
自由民主党東伯町支部	大谷 健蔵	前田 正二	東伯郡東伯町中尾一六六	政 党
自由民主党米子市成実支部	赤井 直義	赤井 通泰	米子市古市一九七	"
自由民主党大山町支部	門脇 正川	上 馨	西伯郡大山町平木九九	"
全国林業政治連盟鳥取県支部	生田 泰治	高取 辰雄	鳥取市湖山町大石橋七八の七 俱森連内	その他の政治団体
池谷房男後援会	青木 満雄	山本 嘉徳	東伯郡関金町大字関金宿八一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨倉吉市選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名 称 所 在 地

鳥取県福祉文化会館 倉吉市山根字上大日五二九番地の二

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設の指定を解除した旨倉吉市選挙管理委員会から報告があつたので、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設 の 名 称 所 在 地

鳥取県経済農協連倉吉支所 倉吉市上井三二〇線

公 告

調理師法(昭和38年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和51年8月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を

修了した者

- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和51年10月7日(木) 午前9時から

3 試験の場所

- (1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市糺町一丁目 鳥取県西部総合事務所

米子市西福原444 米子保健所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (3) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
 イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
- ア 受験願書 (別紙様式によること。)
- イ 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
- ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
- エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
- オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像で縦3.5cm横2.5cmのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) 提出期間  
 昭和51年9月1日から昭和51年9月14日まで。  
 ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 2,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 7 携行品  
 筆記用具及び受験票
- 8 その他
- (1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名を試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者には合格証を交付する。
- (3) 各試験場とも駐車場が狭く、受験者が駐車させることは困難であるから、注意すること。

調理師試験受験願

収入証紙  
はり付け欄

鳥取県知事 殿

下記のとおり調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏名 印

記

本籍		性別	男・女
住所		郵便番号	
氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日
最終 学校名		卒業年月	昭和 年 月
現在の 職業先		調理経歴	昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで